

要望書（回答）

- 1 戦車等が住民の寝静まる時間帯に公道を自走し、住宅街を通過することは住民に多大な不安と恐怖を与え、相当な騒音も予想されることから中止させるべきである。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

陸上自衛隊第7師団からは、「交通に配慮して夜間に公道走行訓練を行う」と伺っています。市としましては、市民の安心・安全を確保するため、走行区間の沿道世帯に対して、周知チラシを配布するほか、騒音・振動測定を実施するなど、万全の体制を整えて対応したいと考えております。

- 2 平和な国際商業港である苫小牧港の軍事利用は認められない。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

港湾法では「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱いをしてはならない」とされております。したがって、自衛隊のチャーター船という理由で、入港を拒否することはできないものと考えております。

- 3 万一、公道自走の際は住民周知の方法について明らかにすること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市民への周知につきましては、北海道新聞や苫小牧民報での「市役所だより」への掲載、及び市のホームページやフェイスブックでの発信により、全市的に周知する予定です。さらに、走行区間の沿道世帯に対しては、沼ノ端中央、東開町、植苗、美沢の沿道住宅や周辺企業へチラシを配布し、より丁寧な周知に努めてまいります。

- ※ 追加質問 船舶に搭載の車両が火災を起こすなど、事故があった場合のマニュアルを持っているのか。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

船舶等の事故が発生した場合、港を管理する苫小牧港管理組合では、市及び市消防本部、海上保安署など関係機関と連携して対応することとなっております。

また、苫小牧市地域防災計画風水害等対策編では、二次災害防止等の海上災害対策が記載されており、市はこれに基づき適切に対応してまいります。